

はい、こちら

消費生活センターです！

■問い合わせ先：龍ヶ崎市消費生活センター ☎ 64・1120

受付時間：平日午前10時～11時30分／午後1時～4時30分



9月は
高齢者被害防止月間です

高齢者は「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っています。悪質業者は言葉巧みに不安をあおり、親切にして信用させ、大切な財産を狙ってきます。悪質商法や詐欺の被害に遭わないように、手口や契約に関する知識を持ち、対処法を身に付けましょう。

それと共に、地域の人たちで互いに気を付け合い、地域ぐるみで見守り合いましょう。

平成28年度の
高齢者の相談状況

龍ヶ崎市消費生活センターの新規相談件数483件のうち、60歳以上の高齢者の相談件数は243件で、全体件数の50.3%になり、ここ数年非常に高い水準となっています。

こんな
手口！

事例
1

スマートフォンに、利用した覚えのない有料サイトの料金を請求するメールが届いた。心配になってメールを送ってきた事業者に電話をすると、相手から「50万円の未納料金がある。今日中に支払わないと裁判にする」と言われて怖くなった。電話で指示されるままに、コンビニで数千円のプリペイドカードを約70枚・50万円分を買って、番号が分かるようにして事業者にファクスしてしまった。



対処
方法

まずは覚えのない請求などには返信や連絡をしないことです。次に、他人から指示されてプリペイドカードを購入したり、カード番号などを伝えたりしないこと。トラブルと判明した場合には、すぐにプリペイドカードの発行会社に連絡して、早めに消費生活センターなどに相談しましょう。

事例
2

ネット通販でお試し価格500円の健康食品を注文し、商品到着後に代金を振り込んだ。1カ月後また商品が届き3,000円の振込用紙が同封されていた。広告を再度確認したら、小さな文字で「最低4回は購入を継続することが条件」と書いてあった。



対処
方法

通信販売の場合、クーリング・オフはありません。返品について特約がある場合はそれに従うことになります。広告をよく読んでしっかり確認してから注文するようにしましょう。

被害に遭わないために

知らない人を簡単に
玄関に入れない。
家に上げない。

その場で購入したり、
契約したりせず、
家族や他の人に
相談する。

「無料」や
「プレゼント」
などの言葉に
惑わされない。

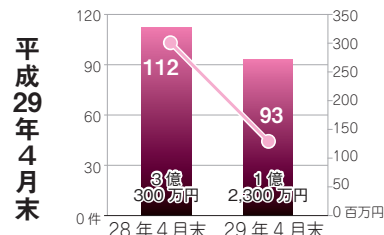
知らない人と
直接話をしないよう
留守番電話などを
セットしておく。

「いりません」
「お断りします」と
「断る勇氣」を持つ。

茨城県警からのお知らせ

▶ 問：茨城県警察本部二セ電話詐欺対策室 ☎ 029-301-0074

『りゅうほう一』7月後半号9ページ「二セ電話詐欺にご注意ください」内で、誤りがありました。「二セ電話詐欺認知件数・被害金額の推移」の平成29年4月末の正しい数値は右の通りです。訂正してお詫びします。



年(平成)	28年4月末	29年4月末
既達認知件数	112件	93件
被害額	3億300万円	1億2,300万円